

国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんが国保税を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。本市では、医療費が依然として高い水準にあるほか、近年の経済情勢による所得の低迷などにより収入の減収が見込まれ、国保会計の単年度収支は、平成20年度から3年連続して赤字になっています。このため、国保事業の運営は極めて厳しい状況が続いていますが、被保険者皆さんの急激な税負担を避けるため、財政調整基金等を充当するなどして次のとおり改正しました。

引き続き、国保財政の健全化と市民の皆さんの健康向上に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

# 国民健康保険 税率等を改正しました

## 改正の内容

- 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の所得割、均等割、平等割の税率を変更。
- 国の法令改正に伴い、医療保険分の賦課限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を13万円から14万円に、介護保険分の賦課限度額を10万円から12万円に変更。

## ●平成23年度 国民健康保険税率等

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	7.7%	8.1%	2.7%	2.8%	1.8%	1.9%
均等割額	21,000円	22,000円	7,400円	7,700円	8,600円	9,000円
平等割額	14,800円	15,500円	5,000円	5,200円	4,400円	4,600円
賦課限度額 (年間)	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円

## 税額の計算は世帯ごと

国保税の税額は、世帯の加入者についてそれぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で、世帯ごとに計算して、納税義務者である世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は、月割りの計算になります。

【所得割】…加入者ごとの基礎控除後の平成22年中の総所得金額等に税率を乗じて算出

【均等割】…加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出

【平等割】…1世帯当たりの年額

医療保険分および後期高齢者支援金分…0歳から74歳が対象です。75歳になる場合は、誕生月の前月までを月割りで計算します。

介護保険分…40歳から64歳が対象です。40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算します。

## 納税義務者は世帯主です

国保税は、世帯単位に課税します。

このため、世帯主が国保に加入していない場合であっても、納税義務者は世帯主（擬制世帯主）になります。

## 納付方法

納付方法には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

○普通徴収…納付書や口座振替で納める方法です。

○特別徴収…国保税を年金受給月に年金から天引きして納める方法です。

## ●国保税の納期

月	普通徴収	特別徴収
	年8回納付	年6回天引
4月	—	仮徴収
5月	—	—
6月	—	仮徴収
7月	第1期 (8月1日)	—
8月	第2期	仮徴収
9月	第3期	—
10月	第4期	本徴収
11月	第5期	—
12月	第6期 (12月26日)	本徴収
1月	第7期	—
2月	第8期	本徴収

普通徴収の納期限は、各該当月の月末です（12月は26日）。ただし、納期限が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。

特別徴収の対象者は、国保の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、年額18万円以上の年金を受給している人です。ただし、年度途中で75歳になる人や、介護保険料と国保税を合わせた額が特別徴収する年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。なお、希望する人は、特別徴収を口座振替に変更して納付することもできます。

また、災害や失業などの事情で、国保税を納めることが困難になった場合は、分納や減免ができる場合がありますので、ご相談ください。

## ご存知ですか？ 入院時に自己負担が軽減される制度

入院をする場合、「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、食事代の標準負担額が減額されたり、医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、経済的な負担を軽減することができます。

### 認定証の種類と内容

認定証の種類	負担軽減の内容	対象となる人
限度額適用認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済みます	70歳未満の人
標準負担額減額認定証	食事代が減額されます	70歳未満で住民税が非課税世帯の人
限度額適用・標準負担額減額認定証	医療費の窓口払いが自己負担限度額までで済み、食事代が減額されます	70歳以上75歳未満で住民税が非課税世帯の人

- 申請場所…保険課健康保険係、各地域局地域振興課、各地域市民センター
- 申請に必要なもの…印鑑、国民健康保険被保険者証

現在、認定証をお持ちの人で、8月1日以降引き続き認定証が必要な場合は、更新の手続きをしてください。更新の手続きは、7月20日休からできます。なお、所得状況により自己負担限度額は変わります。また、国保税に滞納がある世帯の人へは交付できないことがあります。

## 高齢受給者証

### 更新のお知らせ

国保に加入している70歳以上75歳未満の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬にお届けします。

お手元に「高齢受給者証」が届きましたら記載事項を確認し、8月1日から新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒に医療機関の窓口にて提示してください。

有効期限後の「高齢受給者証」は、保険課、各地域局、各地域市民センターへ返却をお願いします。

## ■問い合わせ

- ・ 保険税に関すること… 税務課 市民税係 (☎0214)
- ・ 医療費に関すること… 保険課 健康保険係 (☎0258)
- ・ 国保の加入・脱退に関すること… 市民課 戸籍住民係 (☎0252) または、各地域局 地域振興課 住民福祉係